

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」実施要綱

平成 29 年 9 月 5 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、伊方町（以下「町」という。）に移住、都市等との交流促進、観光、教育、文化を通じた交流人口の拡大を図る機会を提供するため、伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」を整備する。

(名称及び位置等)

第 2 条 名称及び所在地等は、次のとおりとする。

名称：伊方町短期宿泊施設

愛称：亀ヶ池物語

所在地：伊方町二見甲 1239 番地

構造：鉄筋コンクリート造 2 階建て

施設：宿泊室 4 部屋、共同調理室 1 部屋、多目的ホール 1 部屋

ランドリー室 1 部屋

2 宿泊室の名称等は、次のとおりとする。

宿泊室名	構造	広さ	定員
きよみ	洋室	23.13 m ²	2 名
いよかん	和室	12 畳	4 名
みかん	和室	12 畳	4 名
だいたい	和室	14 畳	6 名

(利用の申込み)

第 3 条 施設を利用しようとする者は、伊方町移住・定住促進協議会会員を通じて利用開始日の 2 カ月前から 7 日前までに、伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」利用申込書（様式第 1 号）により会長に申し込まなければならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(利用の承認)

第 4 条 会長は、前条に規定する申込みがあったときは内容を審査し、利用を承認するときは、当該申込者に対し、短期宿泊施設「亀ヶ池物語」利用承認書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 会長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

3 会長は、利用者が第 1 条に該当しないとき又はその利用が次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の承認をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 利用者が伊方町暴力団排除条例（平成 23 年伊方町条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であるとき。

(4) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用期間)

第 5 条 施設の利用を開始する日（以下「利用開始日」という。）及び利用期間の満了となる日（以下「利用満了日」という。）は、次に定める日以外の日とする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (2) 施設の管理運営上必要がある日
- 2 施設の宿泊利用の場合、単位を1泊とし、連続した宿泊は1ヶ月未満とする。
 - 3 施設の宿泊利用の場合、施設の利用を開始する時間は利用開始日の午後3時から午後5時までとし、利用が満了となる時間は利用満了日の午前8時から午前10時までとする。ただし、伊方町移住・定住促進協議会会員の申し出により、会長がこれを認めた場合は、この限りではない。
 - 4 施設の宿泊利用の場合、利用期間は、利用開始日の属する年度を超えることができないものとする。
 - 5 施設の宿泊利用の場合、共同調理室、多目的ホールの利用は無料であるが、伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」利用申込書（様式第1号）に、必要事項を記載しなければならない。
 - 6 宿泊を伴わない施設のみ利用の場合、単位を1時間とする。
 - 7 宿泊を伴わない施設のみ利用の場合、利用時間は、次に定める時間とする。
 - (1) 宿泊者がいる場合は、午前10時から午後3時まで
 - (2) 宿泊者がいない場合は、午前10時から午後9時まで
 - 8 宿泊を伴わない施設のみ利用が先に承認され、後に施設の宿泊利用の申請がなされた場合、施設のみ利用時間は、前項の定める限りではない。
 - 9 その他、会長が認めた場合は、この限りでない。

(利用料金)

第 6 条 利用者は、表に掲げる施設利用料（以下「利用料」という。）を前納しなければならない。

宿泊利用の場合の利用料

宿泊料金	その他
2,500 円/人（1泊あたり）	未就学児以下の者は無料とする。

宿泊を伴わない施設のみ利用の場合の利用料

施設名	利用料 最初の1時間	利用料 1時間延長毎
共同調理室	600円	300円
多目的ホール	400円	200円
和室（1部屋あたり）	400円	200円

- 2 前項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、会長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 利用者は、伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」還付金申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。
- 4 会長は、伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」還付金承認書（様式第4号）により通知するものとする。
- 5 利用料を還付する場合、還付割合は、次のとおり定める。
 - (1) 天災事変、借受者又は親族の疾病その他借受者の責めに帰すことができない理由により貸付できなくなった場合は、既に納付した貸付料から貸付済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100とする。
 - (2) 会長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合は、既に納付した貸付料から貸付済期間分の料金を差し引いた差額の100分の100とする。
 - (3) その他やむを得ない事由により、会長が認めた場合は、その都度還付割合を決定するものとする。

（利用の制限）

第7条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項の変更、若しくは承認の取り消し、利用を中止させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 利用の申込みに偽りのあったとき。
 - (3) 短期宿泊施設の管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、承認した事項を変更し、若しくは承認を取り消し、又は利用を中止させた場合において、利用者に損害が生じても、会長は、その賠償の責めを負わない。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱いに十分注意すること。
- (3) 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと。
- (4) その他、施設の利用に関し、会長が必要と認める事項。

（禁止行為）

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犬や猫などのペットを施設内に持ち込むこと。
- (2) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (3) 近隣住民等に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (5) その他施設の使用にふさわしくない行為。

(原状回復義務)

第 10 条 利用者は、利用満了日、承認を取り消されたとき、利用を中止させられたときは、施設を原状に回復し、搬入した物品等を撤去しなければならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 11 条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第 12 条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、施設内で発生した事故に対して、伊方町移住・定住促進協議会はその責任を負わないものとする。

(予約の取り消し)

第 13 条 利用希望者が予約を取り消した場合、キャンセル料が発生する。
2 キャンセル料は、一週間前から宿泊日前日までは宿泊料の 20%、宿泊日当日は 100%とする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」利用申込書

年 月 日

伊方町移住・定住促進協議会
会長 様

申込者氏名

施設を利用したいので、伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」実施要綱の内容を確認し、その規定により申込みます。

<施設の宿泊利用者用>

ふりがな 申込者			電話番号	—	—
			連絡用№	—	—
申込者ご住所	〒 —				
受入協議会会員					
利用人数	男性	人	/	女性	人
					未就学児
					人
ご利用日	年 月 日から 年 月 日				泊
到着時刻	月 日	時ごろ	出発時刻	月 日	時ごろ
体験メニュー申込み	有・無	体験メニュー名			
施設利用（無料）	共同調理室	有・無	多目的ホール	有・無	
ご希望部屋があれば	洋室	（定員2名）	12畳和室1	（定員4名）	部
○印下さい	12畳和室2	（定員4名）	14畳和室	（定員6名）	計 屋

添付書類：□ 申込者の本人・住所を確認できる書類の写し
：□ 宿泊者名簿

<宿泊を伴わない施設のみ利用者用>

ふりがな 申込者			電話番号	—	—
			連絡用№	—	—
申込者ご住所	〒 —				
受入協議会会員					
利用人数	男性	人	/	女性	人
					未就学児
					人
ご利用時間	年 月 日	時から	年 月 日	時	時間
体験メニュー申込み	有・無	体験メニュー名			
利用する施設	共同調理室	時間	多目的ホール	時間	和室 部屋 時間

【協議会記入欄】

添付書類あり □
備考 受付者

ご記入いただいた個人情報、伊方町移住・定住促進協議会の移住定住に関する施策等の推進の目的以外には使用しません。

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」利用承認書

伊移協第 号
年 月 日

様

伊方町移住・定住促進協議会
会長 印

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」実施要綱 第4条の規定により、次のとおり施設の利用を承認します。

利用期間	
到着時間	年 月 日 時頃
利用人数	人
利用料	円
備考	承認の条件 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。 (2) 火気の取扱いに十分注意すること。 (3) 施設等を正常な状態において利用し、清潔に保つこと。 (4) その他、施設の利用に関し、会長が必要と認める事項。

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」還付金申請書

年 月 日

伊方町移住・定住促進協議会
会長 様

申請者氏名

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」実施要綱 第6条の規定により、次のとおり還付金を申請します。

申請者		電話番号	— —
		連絡用TEL	— —
申請者ご住所	〒 —		
受入協議会会員			
申請理由			
申請金額	円		
申請金額内訳			

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」還付金承諾書

伊移協第 号
年 月 日

様

伊方町移住・定住促進協議会
会長 印

伊方町短期宿泊施設「亀ヶ池物語」実施要綱 第6条の規定により、次のとおり還付金申請を承認します。還付金の支払いは、伊方町移住定住促進協議会の事務局で行います。

還付金額	円
還付割合	
その他	